手続きの流れ

工事の計画

↓

埋蔵文化財包蔵地かどうか等の事前相談

↓　　↓

包蔵地の範囲内　　包蔵地の範囲外→　文化財保護法による届出・通知は不要

↓　　↓

「埋蔵文化財発掘届」の提出（2 部）　　開発面積が 500 ㎡以上等により試掘・立会を願う場合あり

（受付窓口は池田市教育委員会）

池田市教育委員会を経由

※範囲外で埋蔵文化財が確認された場合「新規の包蔵地」となり、届出等提出へ

↓

↓

大阪府教育委員会

（指　　示）　※通知書は市を経由で届出者（代理者）へ郵送

発掘調査

↓　工事関係者等と日程調整

試　掘（届出時に試掘日を調整することも可）

工事立会

基礎工事等の掘削時に立会い

慎重工事

立会い等必要なし

↓　　↓

【遺跡なし】　【遺跡あり】

↓　　↓

工　事　　調査・保存等の協議

↓

発掘調査

↓　　新たに重要な発見があった場合、保存について協力いただくこともあります。

工　事